（様式第２号）

年　　　　月　　　　日

制作支援に係る誓約書

（あて先）八尾市長

|  |
| --- |
| 所在地 |
| 事業者名 |
| 代表者名 |
| 担当者名 |

　八尾市フィルムコミッションに制作支援を受けるにあたり、以下の事項について誓約いたします。

１．暴力団の利益になるような事業には該当しません。

２．八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

３．私は、制作支援を受けるにあたり、暴力団員又は八尾市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

４．私は、暴力団員又は八尾市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、八尾市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

５．私は、本申請書及び役員名簿等が八尾市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

６．制作支援を受けようとする事業者及び作品は、八尾市フィルムコミッション設置要綱第３条第２項の規定に該当するものではありません。

７．法令に従い、八尾市民及び制作に協力する者に迷惑をかけることなく、安全に制作を実施いたします。

８．制作に伴い、万一、制作受入施設において、破損等の損害が発生した場合は、施設管理者に対し、責任をもって対応いたします。

９．その他、制作に伴い、疑義等が生じた場合は、八尾市フィルムコミッションの指示に従います。

八尾市暴力団排除条例（平成25年７月４日条例第20号）

（定義）

**第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　【省略】

(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(３)～(７)　【省略】

八尾市暴力団排除条例施行規則（平成25年９月19日規則第70号）

（暴力団密接関係者）

**第３条**　条例第２条第３号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(１)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(２)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(３)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(４)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(５)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(６)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者